

議案第148号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所管区域
川崎市こども家庭センター	川崎市幸区鹿島田1, 082番地3	川崎区、幸区及び中原区の区域
川崎市中部児童相談所	川崎市高津区末長276番地5	高津区及び宮前区の区域
川崎市北部児童相談所	川崎市多摩区生田7丁目16番2号	多摩区及び麻生区の区域

第3条第1項第1号中「各般の問題につき、家庭その他からの相談」を「家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」に改める。

第4条中「川崎市中央児童相談所」を「川崎市こども家庭センター及び川崎市中部児童相談所」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童及びその家庭に関する相談及び支援の体制の強化を目的として児童相談所の再編整備を図るため、この条例を制定するものである。